

熊本労働局発表
(局長 金谷 雅也)
令和8年8月6日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 中島 伸治
安全専門官 山本 大輔
(電話) 096-355-3186
kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp



報道関係者 各位

地震後における作業開始前点検の実施の徹底について

～ 県内の災害防止団体に対し、傘下事業場への周知を依頼 ～

令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震により、県内各地で大きな被害が生じており、同地震発生時に、天井走行クレーンが落下し、作業をしていた労働者に激突し、尊い命が失われる死亡災害が発生しました。

地震発生後は、設備、機械、足場、仮設設備等に予期せぬ損傷や異常が生じているおそれがあるため、二次被害の発生が懸念されるところです。

このため、熊本労働局（局長 金谷 雅也）では、本日付けで県内の災害防止団体（※）に対し、**別添1**のとおり作業開始前点検の実施の徹底について、傘下事業場に対する周知の依頼を行いました。

※ 依頼を行った災害防止団体

一般社団法人 熊本県労働基準協会
建設業労働災害防止協会 熊本県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 熊本県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 熊本県支部
熊本県採石業協同組合
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 熊本県支部
一般社団法人 日本クレーン協会 熊本検査事務所
一般社団法人 日本ボイラ協会 熊本検査事務所
一般社団法人 日本ボイラ協会 熊本支部

また、上記の死亡災害の発生を踏まえ、天井走行クレーン（つり上げ機械、走行機械、横行機械を含む）の使用再開に際して、**別添2**のとおり、8月3日付けで熊本労働局ホームページに掲載しています。

熊労発基 0806 第 4 号
令和 8 年 8 月 6 日

災害防止団体の長 殿

熊本労働局長

地震後における作業開始前点検の実施の徹底について（お願い）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、県内各地で大きな被害が生じています。

地震発生後は、設備、機械、足場、仮設設備等に、予期せぬ損傷や異常が生じているおそれがあるため、二次被害の発生が懸念されるところです。

つきましては、特に下記作業を行う際は、作業開始前点検を確実に行われますよう、貴団体の傘下事業場に対し周知方よろしく申し上げます。

記

地震等の後において点検をしなければならない作業

（１）強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業

- ・ 林業架線の作業（安衛則第 151 条の 146）
- ・ 簡易林業架線作業（安衛則第 151 条の 171）
- ・ 足場における作業（安衛則第 567 条第 2 項、安衛則第 655 条）
- ・ 作業構台における作業（安衛則第 575 条の 8 第 2 項、安衛則第 655 条の 2）

（２）大雨の後、中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業

- ・ 明かり掘削の作業（安衛則第 358 条）
- ・ 採石作業（安衛則第 401 条）

（３）中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後において、点検しなければならない作業

- ・ 土止め支保工（安衛則第 373 条）

(4) 暴風（瞬間風速が毎秒 30 メートルをこえる風）後又は中震以上の震度の地震の後の点検

- ・ クレーンを用いての作業（クレーン則第 37 条）
- ・ デリックを用いての作業（クレーン則第 122 条）
- ・ エレベーターを用いての作業（クレーン則第 156 条）
- ・ 建設用リフトを用いての作業（クレーン則第 194 条）

(5) 毎日及び中震以上の地震の後において、点検しなければならない作業

- ・ ずい道等の建設の作業（安衛則第 382 条）
- ・ ずい道等の建設の作業を行う場合で、可燃性ガスが発生するおそれがあるとき（安衛則第 382 条の 2）
- ・ ずい道支保工を設けたとき（安衛則第 396 条）

令和 8 年 8 月 3 日

天井走行クレーンの落下等危険防止について（お願い）

「令和 8 年熊本地震」（令和 8 年 7 月 28 日）発生時に 熊本労働基準監督署管内の事業場において、天井走行クレーン（定格荷重荷重 2.8 t）が落下し、作業をしていた労働者に激突し、尊い命が失われる死亡災害が発生しました。（現在調査中）

この労働災害を受け、同様に天井走行クレーンを使用している事業場の状況を緊急に確認したところ、天井走行クレーンと走行レールにズレが生じている可能性がある等の異常がみられるものが確認されました。

つきましては、天井走行クレーン（つり上げ機械、走行機械、横行機械を含む、以下同様）を使用されている事業場では、天井走行クレーンの使用再開に際して以下の点検対応をお願いします。

1 天井走行クレーン、走行レール等の目視による外観確認

- ・ 天井走行クレーンと走行レールのズレの有無
- ・ 破損、破断、亀裂などの有無
- ・ 電気配線の破損などの有無

2 天井走行クレーンの試験走行

- ・ 無負荷（物をつらない状態）での走行時の異音、振動の有無
- ・ 負荷（物をつり上げた状態）での走行時の異音、振動の有無

各点検を実施し、少しでも異常がみられる場合は、使用せず、専門業者への点検と修理を依頼してください。

また、既に使用を再開している事業場におかれましては、上記について、改めて確認をお願いします、少しでも異常がみられる場合は、使用を中止し、専門業者への点検と修理を依頼してください。

天井走行クレーンにかかわらず、事業場内で使用する機械、器具等については、必ず、使用前に電気ケーブル等の破損、本体の破損の有無等を確認の上、使用再開をお願いします。

【照会先】

熊本労働局健康安全課

（電 話）096-355-3186